

第18回 京都市路上喫煙等対策審議会
別紙一覧

別紙1：京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・規則	1
別紙2：過去の審議会答申（4件）	7
別紙3：路上喫煙禁止区域図	29
別紙4：過料処分件数の推移	31
別紙5：「路上喫煙等の禁止等に関する条例」の広報媒体	33
別紙6：定点調査表	35
別紙7：令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要（厚生労働省）	37
別紙8：改正健康増進法の概要（厚生労働省）	43
別紙9：加熱式たばこ及び科学的知見（国立がん研究センター）	49
別紙10：定点調査結果集計表及び増減率比較表	53
別紙11：喫煙場所の一時閉鎖と解除	55

平成19年6月1日

条例第2号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を使って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。
- 5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。（平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行）

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、路上喫煙等禁止区域における指導、条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため、路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは、路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は、指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は、必要があると認めるときは、過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は、第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は、1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書（第3号様式）により行うものとする。

3 過料の処分の通知は、路上喫煙等に係る過料処分決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月24日規則第47号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第75号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

写真	所 属	第 号
	氏 名	路上喫煙等監視指導員証
		年 月 日生
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。		
年 月 日		
京都市長		印

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色、煙の図柄は青色、文字及び地は白色、その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員	㊞
住所 電話	—	告知の年月日 年　月　日

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。

違反行為の日時	年　　月　　日　　時　　分
違反行為の場所	京都市　　区
この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。	
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
提出先	
提出期限	年　　月　　日

注1　あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出してください。

2　期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 ㊞
住所 電話	通知の年月日 年 月 日 —

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区

- 備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員
㊞」とあるのは、「京都市長
印」とする。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

（路上喫煙等禁止区域の指定について）

平成19年9月

京都市路上喫煙等対策審議会

はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、特に多数の方がいる場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要となった。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」(以下「条例」という。)が平成19年5月29日に制定、同年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「市民等」という。)の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

条例第5条第1項では、条例の趣旨から特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域について、市長が路上喫煙等禁止区域(以下「禁止区域」という。)に指定することができる旨の規定が設けられ、同条第3項では、禁止区域の指定に先立ち、市長が本審議会の意見を聴くよう定められている。

本審議会は、平成19年8月10日付け文市地第62号により、条例の施行に関する重要事項として、路上喫煙等禁止区域の指定についての諮問を受けた。

今回、禁止区域の指定について、答申を行うものであるが、禁止区域の指定を契機として、喫煙マナーの向上が図られ、市域全体において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

1 禁止区域の指定の考え方

(1) 条例は、屋外の公共の場では、路上喫煙等をしないよう努力する義務を課すとともに、「禁止区域」を設け、喫煙しない義務を課し、違反者に罰則を適用することとしている。

しかし、条例制定の趣旨は、実際の路上喫煙による迷惑や被害の防止とともに、違反者が路上喫煙防止の趣旨を理解し、マナー向上の契機となることを期待するものであり、喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。

(2) 禁止区域の指定方法としては、大別して、面（エリア）で指定する方法と線（道路）で指定する方法があるが、禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

面で指定することは、一見すると市民等に分かりやすいように思われるが、相対的に通行量が少ない（危険性が低い）細街路まで含まれてしまい、禁止区域の指定は限定的であるべきという原則に反するとともに、禁止区域に私有地が含まれ、公有地との区別が必ずしも明確でない場合があるため、市民等に対する明確性という点からも、線（道路）で指定する方法がよいと考える。

2 具体的な禁止区域について

以上の考え方及び京都市が行った定点調査の結果を踏まえ、禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が大きい、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。

記

- 河原町通（御池通から四条通まで）
- 裏寺町通（六角通から四条通まで）
- 新京極通（三条通から四条通まで）
- 寺町通（御池通から四条通まで）
- 烏丸通（御池通から四条通まで）
- 三条通（三条大橋から烏丸通まで）
- 六角通（河原町通から寺町通まで）
- 蛸薬師通（河原町通から寺町通まで）
- 錦小路通（新京極通から烏丸通まで）
- 四条通（東大路通から烏丸通まで）

<付帶意見>

本審議会は、今後の京都市の路上喫煙対策において、次の事項に留意することを市長に具申する。

- 1 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行うこと。
- 2 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- 3 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定することを検討すること。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

（過料の金額及び徴収開始時期について）

平成20年2月

京都市路上喫煙等対策審議会

はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、公共の場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要である。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」(以下「条例」という。)が平成19年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「市民等」という。)の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

この度、本審議会は、平成20年2月19日付け文市地第98号により、条例の施行に関する重要事項として、過料の金額及び徴収開始時期についての諮問を受け、答申を行うものである。

路上喫煙等禁止区域(以下「禁止区域」という。)での違反者に対する過料徴収を契機として、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上が図られ、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

1 過料徴収についての考え方

(1) 現状

本審議会において、条例の目的を達成できるよう、京都市の諮問に応じ審議し、第2回審議会で「路上喫煙等禁止区域の指定について」の答申を提出した。

この答申内容を踏まえ、京都市では、平成19年11月1日に禁止区域を指定し、広報活動及び巡回・指導等を行ってきたところである。

これまでの取組の効果を検証すると、禁止区域の指定前と比較し、路上喫煙等を行っている者（以下「路上喫煙者」という。）の割合が一定減少しているが、その効果には限界があること及び路上喫煙等による危険性が依然として存在しているため、更に強力に取組を推進する必要がある。

(2) 過料徴収についての考え方

過料は行政上の秩序を害する行為に対し科す「行政罰」であり、路上喫煙者に対する制裁としての側面を有するため、過料徴収の実施には慎重な判断が必要となるが、現状を考察すると、路上喫煙等による危険を防止するまでに至っておらず、これまでの取組のみでは条例の実効性が確保できない。

また、過料徴収の実施によって、禁止区域での路上喫煙等を抑止すること（抑止効果）及び違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること（再発防止効果）が期待でき、その結果、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を図ることが可能である。

以上のことから、条例の実効性を確保するためには、過料を徴収している他都市の取組状況も参考にしながら、京都市で過料徴収を実施する必要がある。

2 過料の金額及び徴収開始時期

(1) 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、過料の金額は1千円とすることが妥当である。

(2) 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年、同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり、過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき、更には、春の観光シーズンによる混雑を避けられることから、徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。

<付帶意見>

本審議会は、条例の取組を推進するうえで、次の事項に留意することを市長に具申する。

- ・ 過料の適用に当たっては、市民はもとより、観光旅行者等に対して、周知徹底を図ること。併せて、路上喫煙等をしないよう努力する義務についての広報活動を十分に行うこと。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

（新たな路上喫煙等禁止区域の指定について）

平成22年4月

京都市路上喫煙等対策審議会

はじめに

喫煙行為は、個人の自由の範疇に属する行為であり、喫煙時に周囲の方の身体等への被害の防止や健康への影響の抑制を図ることは、第一に喫煙者自らがマナーとして守るべき事柄である。

しかし、マナーを欠いた喫煙行為によるやけどや焼け焦げ等の被害の防止や健康への影響の抑制を図るため、公共の場所での喫煙行為に対しては、公的なルールとして一定の規制が必要である。

そこで、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」(以下「条例」という。)が平成19年6月1日に施行された。

この条例は、市民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「市民等」という。)の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的として、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図る趣旨で制定されたものであり、京都市路上喫煙等対策審議会は、条例第7条の規定に基づく市長の諮問機関として設置されている。

この度、本審議会は、平成21年11月2日付け文市地第68号により、条例の施行に関する重要事項として、新たな路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の指定についての諮問を受け、京都市が提示した市内中心部の追加指定案について答申を行うものである。

この市内中心部での禁止区域の指定を契機として、より多くの市民等が「路上喫煙等はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

1 これまでの禁止区域指定の考え方

喫煙する自由を制限し、かつ、路上喫煙者に対する制裁としての側面を有する禁止区域の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。また、禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めいくことができる区域とすることが重要である。

禁止区域の指定は、禁止区域内では過料徴収を伴うことから、禁止区域での路上喫煙等を抑止すること（抑止効果）及び違反者に条例に対する理解を促進し再発を防止すること（再発防止効果）が期待でき、その結果、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの向上を図ることができる区域であることが求められる。

2 現状と課題

これらの考え方を基礎として、京都市では、平成19年11月1日に禁止区域を指定するとともに、平成20年6月1日から過料徴収を開始してきたところである。

これまでの取組の効果を検証すると、禁止区域指定前と比較して、禁止区域での路上喫煙等を行っている者（以下「路上喫煙者」という。）の割合は大幅に減少するなど大きな効果が表れている。

その一方で、市民等に「路上喫煙等はいけない。」との認識が十分に浸透しておらず、禁止区域以外では路上喫煙者が見受けられる状況にある。

3 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに、これまで以上に市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、取組の広報効果を高めることができる区域として、京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

◎京都市案

河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られる場合には、適時指定するものとする。

4 今後の路上喫煙対策のあり方について

本審議会では、現行禁止区域における課題解決を図るため、京都市案に対し、答申として一定の結論を導き出した。京都市においては、この答申を踏まえ、課題解決に向けて禁止区域を指定することはもとより、路上喫煙等に対する市民意識及び喫煙マナーの更なる向上が図られるよう、今後、路上喫煙対策を推進するに当たり、以下の2項目について留意すること。

- ・ 諮問事項である「新たな路上喫煙等禁止区域の指定」について、本審議会の場で、継続して検討していく必要があるものと認識している。そのため、京都市では、この答申で示した考え方を前提として、禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の
施行に関する重要事項について（答申）

「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」

平成23年6月

京都市路上喫煙等対策審議会

京都市路上喫煙等対策審議会においては、平成21年11月2日付け文市地第68号の諮問を受け、条例の施行に関する重要事項として、新たな路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の指定について、審議を行ってきた。

平成22年4月6日には、当初に禁止区域に指定した市内中心部10路線における課題解決を図るため、「河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた区域」に禁止区域を拡大することについて、答申を行い、市内中心部における禁止区域の明確化を図ったところである。

さらには、前回答申における継続課題であった、高い広報効果が期待できる区域の指定について、今まで引き続き、審議を行った結果、下記のとおり、答申を行うものである。

記

本審議会は、高い広報効果が期待できる区域として、「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域（別添の地図参照）を禁止区域に指定することを适当と判断する。

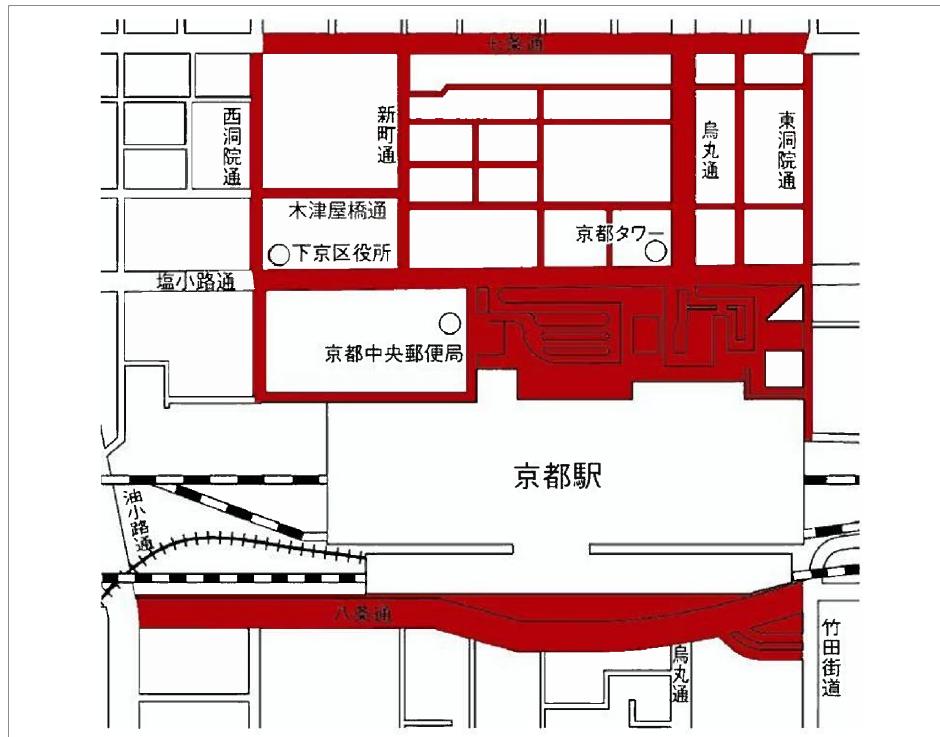
まず、「京都駅周辺」地域は、京都駅が「国際観光都市・京都」の玄関口であり、市内観光地への出発点であるとともに、京都駅を中心に大型小売店舗が立地するなど多くの人が集まり、特に観光旅行者等に対し、本市の取組を周知するのに最適の地域である。

次に、「清水・祇園周辺」地域は、市街地にあって、京都らしい町並み、歴史的資産、自然景観があふれる京都を象徴する観光地であり、長年、最も多くの観光旅行者が訪れ、外国人にも人気があることから、国内外への高いPR効果が期待される地域である。

この「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域の指定を契機として、より多くの市民及び観光旅行者等が「路上喫煙はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

なお、禁止区域の指定に当たっては、市民はもとより観光旅行者等に対して、きめ細かな啓発を行う必要があるため、十分な周知期間を設けるべきである。

○京都駅周辺地域



○清水・祇園周辺地域



 過料徵收區域  喫煙場所



